

第 7 回 都野中学校跡地活用検討委員会 会議録

■日時：令和 7 年 5 月 22 日（木） 19 時～20 時 10 分

場所：都野公民館

■出席者：委員 9 名

アドバイザー 1 名

事務局（財政課）

■次第

1. 開会あいさつ
2. 委嘱状交付
3. 委員紹介
4. 会長及び副会長選出
5. 施設概要
6. 経過報告
7. 協議
 - (1) スケジュール（案）について
8. 次回開催
9. 閉会あいさつ

■内容、委員から挙げた意見・質疑

4. 会長及び副会長選出

会長、副会長に次の方々が選出された。

会 長：都野地区自治会長会 吉竹 悟 氏

副会長：千人塚新町自治会 工藤 渉 氏

竹田市認定農業者連絡協議会 麻生 賢志 氏

5. 施設概要

資料を基に説明を行った。

— 質疑 —

○ 残年数は何を示しているのか

⇒ 処分制限期間までの残りの年数を示している。処分制限期間内に処分する場合、文科省の承認や処分して得た収入は教育目的に使う必要がある。

6. 經過報告

資料を基に報告した。

7. 協議

(1) スケジュール (案) について

R6 募集結果を検証し、貸付料や事業者のタイミングのほか敷地内に使用不能なプールが事業の妨げになることも考えられることから、プールの取り扱いについて意見を伺った。併せてプールを解体する場合のスケジュールを説明した。

—意見・質疑—

○ プールの解体費用はどのくらい掛かるのか。

⇒ 見積もっていないので不明であるが、他事例では 2~3,000 万円程度であった。
ただ、アスベスト調査の結果によっては、それ以上の費用が掛かる。

○ プールは使用不能であるため解体して、プール付近を更地にした方が活用しやすいと思う。

整備することで事業者が有効活用できるよう、条件整備が進んでいる感じを受ける。

○ プールだけでなくネットの支柱も曲がるなど不具合が生じている箇所もあることから、安全を確保するためにプール付近を撤去した方が良いと思う。

○ プールに溜まった水が、衛生面などで周囲の環境に悪影響を及ぼす可能性があることから解体した方が良いと思う。

【協議結果】

- ・ プールの解体やその周辺設備の整備を検討し、結果を検討委員会に示すこと。
- ・ 募集要項（案）の作成を並行して行うこと。

8. 次回開催

8月上旬に行う。

－その他意見質疑等－

- 安全面の観点から老木調査を実施してほしい。
伐採する場合は、自治会長会等でお知らせしてほしい。
⇒ 教育委員会が施設を管理していることから教育委員会に伝える。
- R7 募集する際、建物の貸付料を前回よりも低く設定しないと応募がないのではないか。
⇒ いただいた意見を参考に検討したい。

（次頁以降は、当日使用した資料）

3. 委員紹介

■R7 都野中学校跡地活用検討委員名簿

(敬称略)

	分野	所属	氏名
1	自治会	都野地区自治会長会	吉竹 悟
2	自治会	千人塚新町自治会	工藤 渉
3	公民館	都野公民館	甲斐 明正
4	関係者	5 か組共有地	古庄 俊泰
5	PTA	竹田市立竹田中学校 PTA	中村 今日子
6	PTA	竹田市立都野小学校 PTA	衛藤 勝幸
7	産業	九州アルプス商工会	木村 歩
8	産業	竹田市認定農業者連絡協議会 久住支部	麻生 賢志
9	福祉	社会福祉法人 竹田市社会福祉協議会	坂本 直樹
10	観光	NPO 法人 竹田市観光ツーリズム協会	塩手 亨
11	スポーツ	久住地域スポーツ協会	加藤 和昭

(アドバイザー) 竹田市議会議員 中村 光三

(事務局) 竹田市財政課財産活用推進室

4. 会長及び副会長選出

会 長：

副会長：

都野中学校跡地活用検討委員会 会則

(目的)

第1条 竹田市立都野中学校跡地の有効活用を推進するため、活用の検討及び調査を行うことを目的として、都野中学校跡地活用検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校跡地及び施設等の活用方策の検討に関すること。
- (2) 活用の提案に関する調査、検討及び調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員13名以内とし、別表に掲げるものをもって組織する。なお、必要に応じ、新たに委員を追加することができる。

2 検討委員会に会長1名及び副会長2名を置く。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、委員の互選により選出する。

2 副会長は、委員の中から会長が指名する。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、検討委員会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、活用策が決定するまでの間とする。ただし、特定の地位の委員の任

期は、特定の地位にある期間とする。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席した委員の3分の2で決する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第8条 検討委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 検討委員会及び専門部会の庶務は、竹田市財政課財産活用推進室において行う。

(補則)

第10条 この会則に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この会則は、第1回検討委員会開催日から施行する。

5. 施設概要

○體育館（鉄骨造）

建築年月 : 昭和 51 年 2 月

經過年数 : 49 年

処分制限期間：40 年（残年数 0 年）

耐震基準 : 新耐震基準 (H22 耐震補強)

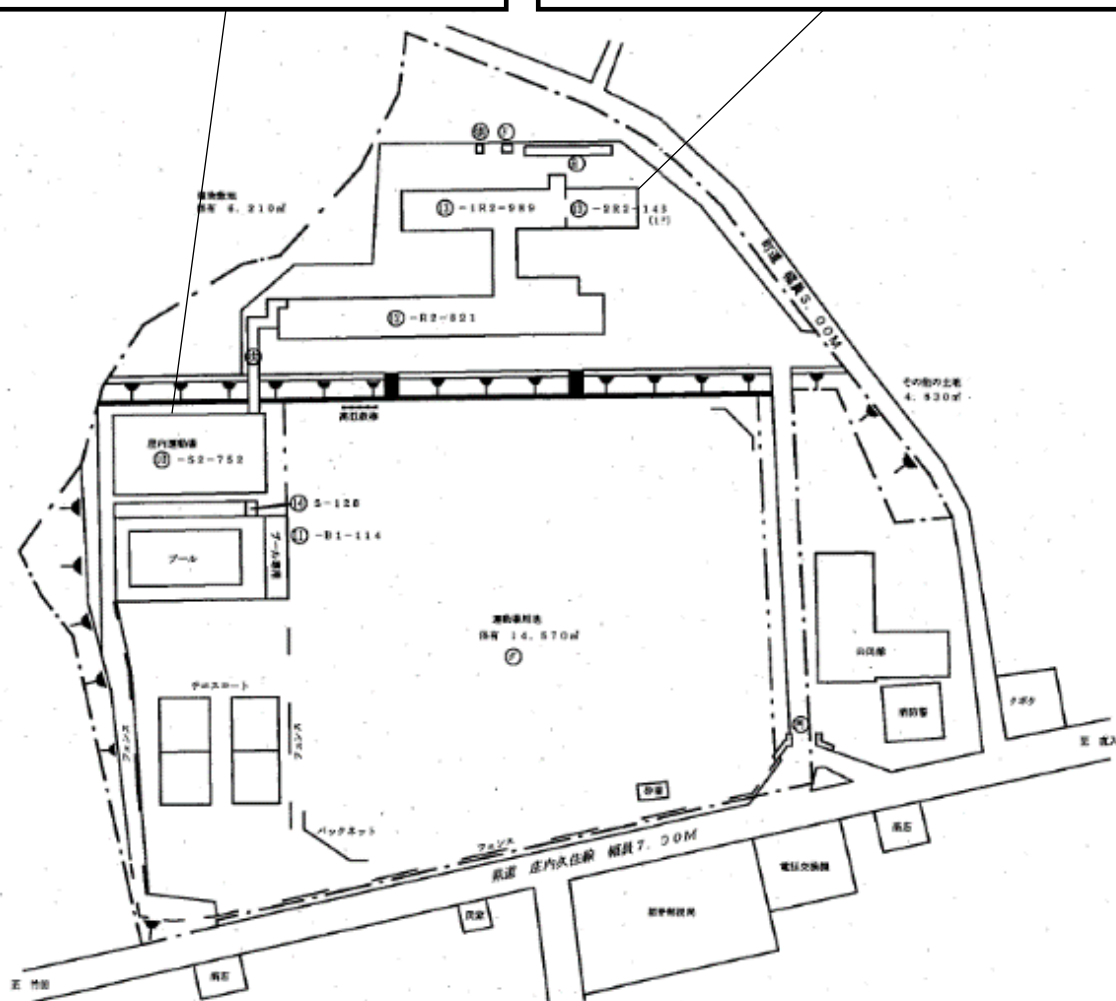
○校舎（鉄筋コンクリート造）

建築年月 : 昭和 61 年 1 月

經過年数 : 39 年

処分制限期間：60 年（残年数 21 年）

耐震基準：新耐震基準



- ・土地所有者：竹田市　　使用権：5 か組（民間活用について承諾はいただいている）
- ・給水は簡易水道を利用、汚水は浄化槽 2 基（単独 40 人槽・合併 14 人槽）で処理
- ・電気は低圧を利用
- ・空調は校長室や職員室にあるが、各教室には整備されていない
- ・プールは漏水しているため使用不可
- ・現在、ドクターヘリの発着場は、農業高校グラウンドを利用

6. 経過報告

- R5.8.3 第1回検討委員会開催
- ・施設概要説明
 - ・活用方針に係る意見交換
- 交流の場／合宿や部活動強化の場／介護施設／障がい者の方の雇用創出／商業施設／山の駅 など
- R5.9.21 都野地区意見聴取会開催（参加者：4名）
- ・地域の複合型施設として活用（拠点施設／農産物販売所／合宿等の宿泊施設）
 - ・民間活用（農業や畜産に係る研究・生産場所／私立学校誘致／農業高校の一部）
- R5.10.12 第2回検討委員会開催
- ・活用方針は、民間活用とする。募集は全国を対象とし業種条件はつけない
- R5.11.9 旧都野中学校活用事業者意向調査実施（期間：1/31 まで）
- （結果）なし
- R6.3.18 第3回検討委員会開催
- ・提言書の内容検討
- R6.3.25 提言書提出
- R6.5.16 第4回検討委員会開催
- ・募集の際の審査委員の選定
- R6.8.6 第5回検討委員会開催
- ・募集要項の確認
- R6.8.16 事業者募集開始（募集期間：10/31 まで）
- （条件）箇所：一括・校舎のみ・校舎と体育館・校舎とグラウンド
- 貸付料：建物 減価償却により算出 土地 固定資産評価額により算出
- （結果）応募者なし
- R6.11.21 第6回検討委員会開催
- ・R7 に再度募集する際は貸付料を検討し、募集要項（案）を示す

令和6年3月25日

提言書

竹田市長 土居 昌弘 様

都野中学校跡地活用検討委員会

会 長 下藤 康一

副会長 中村 今子

副会長 甲斐 明正

都野中学校跡地活用について、地域の活性化を図ることを目的とし、これまで検討委員会で活用方針に係る協議を重ねてまいりました。検討委員会での検討結果を精査し以下のように提言いたします。

(提言)

1. 活用方法については、様々なアイデアを全国から募集する。
2. 事業者が決定するまでの間、地域住民並びに団体が使用を希望した場合は貸し付けを行う等、有効に活用することを希望する。

7. 協議

(1) スケジュール（案）について

時期	項目	
	検討委員会	市
5 月	第 7 回 開催 (5/22)	都野地区自治会長会に報告 (5/26)
6 月		募集要項に係る協議・作成
7 月	第 8 回 開催 ・ 募集要項の概要説明 ・ 審査委員の選出	
8 月		
9 月	第 9 回 開催 募集要項の確認	
10 月		募集開始 ・ 募集期間 10/1～12/19 ・ 審査 R8.2 中旬

8. 次回開催

開催日程：7 月下旬